

令和 7 年 3 月 3 日

令和 7 年第 1 回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和 7 年 2 月 26 日付託分)

附属資料

健康医療局

目 次

ページ

1	精神保健指定医の報酬等に関する条例 新旧対照表	1
2	神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例 新旧対照表	2
3	かながわペットのいのち基金条例 新旧対照表	4
4	神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例 新旧対照表	5

1 精神保健指定医の報酬等に関する条例 新旧対照表

改 正	現 行
(報酬) 第2条 報酬の額は、日額<u>2万円</u>とする。	(報酬) 第2条 報酬の額は、日額<u>1万6,000円</u>とする。

2 神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例 新旧対照表

改 正	現 行
1 水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第19条第3項の規定に基づく県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。 <u>（1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学、短期大学等（同法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校をいう。以下同じ。）又は高等学校等（同法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校をいう。以下同じ。）において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同法による大学又は旧大学令による大学を卒業した者については3年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、高等学校等を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (削除) (削除) (削除) <u>（2） 前号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修め</u>	1 水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第19条第3項の規定に基づく県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。 <u>（1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>（2） 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>（3） 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>（4） 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>（5） 第1号、第3号及び前号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校</u>

改 正	現 行
て卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、<u>同法による大学又は旧大学令による大学を卒業した者</u>については4年以上、<u>短期大学等を卒業した者</u>（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、<u>高等学校等を卒業した者</u>については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(3)</u> （略） <u>(4)</u> 規則で定めるところにより、<u>前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</u> 2 1日に給水することができる最大の水量が<u>10,000立方メートル以下である専用水道の水道技術管理者の資格に係る前項第1号から第3号までに規定する水道に関する技術上の実務に従事した期間は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する水道に関する技術上の実務に従事した年数の2分の1以上の期間とする。</u>	教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、<u>第1号に規定する学校を卒業した者</u>については4年以上、<u>第3号に規定する学校を卒業した者</u>（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、<u>前号に規定する学校を卒業した者</u>については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(6)</u> （略） <u>(7)</u> 規則で定めるところにより、<u>前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</u> 2 1日に給水することができる最大の水量が<u>1,000立方メートル以下である専用水道の水道技術管理者の資格に係る前項第1号から第6号までに規定する水道に関する技術上の実務に従事した期間は、同項第1号から第6号までの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する水道に関する技術上の実務に従事した年数の2分の1以上の期間とする。</u>

3 かながわペットのいのち基金条例 新旧対照表

改 正	現 行
(設置) 第2条 県は、<u>県並びに事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）第3条の規定により、同条例別表60の項(1)に掲げる事務及び同項(5)に掲げる事務（動物の死体に係るものを除く。）</u>を処理する市町村（第7条において「<u>県等</u>」という。）が引き取り又は収容した犬、猫及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和54年神奈川県規則第85号）第11条に規定する動物（以下「犬猫等」という。）の命を守りその飼養を希望する者に譲渡するための取組の充実を図るため並びに多数の飼養又は保管（以下「飼養等」という。）がされている犬及び猫の命を守りその適正な飼養等を推進するために必要な資金を積み立てるため、かながわペットのいのち基金（以下「基金」という。）を設置する。 (処分) 第7条 基金は、<u>県等</u>が引き取り又は収容した犬猫等の治療、訓練その他犬猫等の譲渡につなげるための事業並びに多数の飼養等がされている犬及び猫の避妊又は去勢手術その他その適正な飼養等を推進するための事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。	(設置) 第2条 県は、<u>県</u>が引き取り又は収容した犬、猫及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和54年神奈川県規則第85号）第11条に規定する動物（以下「犬猫等」という。）の命を守りその飼養を希望する者に譲渡するための取組の充実を図るため並びに多数の飼養又は保管（以下「飼養等」という。）がされている犬及び猫の命を守りその適正な飼養等を推進するために必要な資金を積み立てるため、かながわペットのいのち基金（以下「基金」という。）を設置する。 (処分) 第7条 基金は、<u>県</u>が引き取り又は収容した犬猫等の治療、訓練その他犬猫等の譲渡につなげるための事業並びに多数の飼養等がされている犬及び猫の避妊又は去勢手術その他その適正な飼養等を推進するための事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

4 神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例 新旧対照表

改 正	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) (略) (7) 特定臨床研修 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1号の基幹型臨床研修病院（以下「<u>基幹型臨床研修病院</u>」という。）として同法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院であつて、県内に所在するものが作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修をいう。 (8) (略) (債務の当然免除) 第10条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、返還の債務を免除する。 (1) 次に掲げる場合のいずれにも該当した場合において、キャリア形成プログラムに従い、特定臨床研修及び特定医師業務に継続して従事した期間（以下「<u>継続従事期間</u>」という。）が、特定期間に達したとき。 ア (略) イ <u>特定臨床研修が修了した日の属する月の末日（災害等が生じた場合にあつては、知事が定める日）までに特定医師業務に従事することが決定し、当該特定医師業務に従事したとき。</u> (2) <u>次に掲げる場合のいずれにも該当した場合において、キャリア形成プログラムに従い、特定医師業務に継続して従事した期間（以下「<u>特定医師業務継続従事期間</u>」という。）が、特定期間に達したとき。</u> ア <u>災害等により知事の定める日までに特定臨床研修を受けることを決定することが困難な場合において、基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院であつて、県外に所在するものが作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修（以下「<u>県外臨床研修</u>」という。）を受けることが知事の定める日までに決定し、当該県外臨床研修を修了したとき。</u> イ <u>県外臨床研修が修了した日の属する月の末日（災害等が生じた場合にあつては、知事が定める日）までに特定医師業務に従事することが決定し、当該特定医師業務に従</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) (略) (7) 特定臨床研修 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院であつて、県内に所在するものが作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修をいう。 (8) (略) (債務の当然免除) 第10条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、返還の債務を免除する。 (1) 次に掲げる場合のいずれにも該当した場合において、キャリア形成プログラムに従い、特定臨床研修及び特定医師業務に継続して従事した期間（以下「<u>継続従事期間</u>」という。）が、特定期間に達したとき。 ア (略) イ <u>臨床研修が修了した日の属する月の末日（災害等が生じた場合にあつては、知事が定める日）までに特定医師業務に従事することが決定し、当該特定医師業務に従事したとき。</u> (新規)

改 正	現 行
事したとき。 (3) <u>継続従事期間又は特定医師業務継続従事期間が特定期間に達するまでの間において、特定医師業務又は特定臨床研修若しくは県外臨床研修（以下「特定医師業務等」という。）中</u>の事由により死亡し、又は心身に故障が生じたため当該<u>特定医師業務等</u>に従事できなくなったとき。 2 前項第1号及び第2号の場合において、災害等により<u>特定医師業務等</u>に従事できなかったときは、引き続き当該<u>特定医師業務等</u>に従事したものとみなす。ただし、<u>継続従事期間及び特定医師業務継続従事期間</u>には、<u>特定医師業務等</u>に従事できなかった期間は算入しない。 (返還の当然猶予) 第12条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が第10条第1項第1号又は第2号の規定の適用を受けることとなると認められるときは、当該事情が継続している間、修学資金等の返還を猶予する。	(2) <u>継続従事期間が特定期間に達するまでの間において、特定医師業務上</u>の事由により死亡し、又は心身に故障が生じたため当該<u>特定医師業務</u>に従事できなくなったとき。 2 前項第1号の場合において、災害等により<u>特定医師業務</u>に従事できなかったときは、引き続き当該<u>特定医師業務</u>に従事したものとみなす。ただし、<u>継続従事期間</u>には、<u>特定医師業務</u>に従事できなかった期間は算入しない。 (返還の当然猶予) 第12条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が第10条第1項第1号の規定の適用を受けることとなると認められるときは、当該事情が継続している間、修学資金等の返還を猶予する。